

2026 年 7 月 1 日

お 客 様 各 位

中 央 労 働 金 庫

融資規定類の一部条項改定に伴う
「重要な事項のご説明動画」および「お客様ご説明資料」の変更について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は<中央ろうきん>をご利用いただき、誠にありがとうございます。

さて、当金庫では、融資金の目的外利用を防止するため、借入申込時に申告いただいた目的以外の用途に融資金を使用した場合や担保について借入契約期間中に不適切な取扱いがあった場合に、債務全額の返済を求めること、または引下げ利率を変更もしくはその適用を中止することができるよう、2026 年 7 月 1 日付で融資規定類を改定いたしました。

これに伴い、「重要な事項のご説明動画」および「お客様ご説明資料」を、下記のとおり変更いたしましたのでご案内申し上げます。

記

1. 「重要な事項のご説明動画」

項番	該当動画	変更内容
1	お申込にあたって	「お使いみち」の項目におけるナレーションと動画を一部変更いたしました。
2	保証・担保	「火災保険（共済）」の項目におけるナレーションと動画を一部変更いたしました。
3	その他のご確認事項	「届出事項等」の項目におけるナレーションと動画を一部変更いたしました。

※「ALL PLAY」動画は項番 1～3 の動画が含まれるため、該当箇所について変更いたしました。

2. 「お客様ご説明資料」

該当ページ	項目	変更内容
6	取扱ローン商品について 1 ローン商品 (有担保商品)	説明文言を一部変更いたしました。 (変更前) (注 4) お使いみちに関して労働金庫に虚偽の申告をされた場合、 <u>お借入金額を全額一括してご返済いただきます。</u> (変更後) (注 4) お使いみちに関して労働金庫に虚偽の申告をされた場合、 <u>借入申込時に労働金庫に申し出たお使いみちと異なるものにこの契約による融資金の全部または一部を充てた場合、または本契約により取得した不動産について借入契約期間中に使用目的・用途を変更し、現状を変更もしくは第三者のために権利を設定もしくは譲渡した場合は、お借入金額を全額一括してご返済いただくこと、または引下げ利率を変更もしくはその適用を中止することがあります。</u>
35	このようなときは労働金庫までお申し出ください	説明文言を変更いたしました。 (変更前) <u>返済途中で売却等によりご融資の対象となっている住宅(担保物件)を他人に譲り渡す場合は、融資金の全額をお返しいただくことになります。売却の日程や抵当権抹</u>

該当 ページ	項目	変更内容
	1 返済途中で住宅を他人に譲り渡すとき、事情により賃貸するとき、空き家にするとき・・・	<u>消関係書類のお渡し方法等について事前に調整が必要となります。</u> <u>返済途中に無断で住宅を他人に譲り渡す場合も、融資金の全額をお返しいただくことになります。</u> <u>また、事情により住宅を他人に賃貸される場合や空き家にされる場合にも、必ずご相談願います。</u> (変更後) <u>返済途中に住宅を他人に譲り渡すときは、事前に労働金庫の承諾が必要です。また、事情により住宅を他人に賃貸される場合、空き家にされる場合にも必ずご相談願います。労働金庫による事前の承諾がない場合は、労働金庫とお客様の間で取り交わした契約に違反することになり、お借入金額を全額一括してご返済いただくこと、または引下げ利率を変更もしくはその適用を中止することがあります。</u> <u>また、上記事項に該当した結果、住宅ローン控除の適用を受ける要件（個人が、住宅ローン等を利用して居住用家屋の新築もしくは取得または増改築等をした日から6カ月以内にその者の居住の用に供し、かつ、その年の12月31日まで引き続きその者の居住の用に供していることが必要）を満たさなくなり、住宅ローン控除の適用を受けられなくなる場合があります。</u>

以上